

東 教 第 2 1 3 号

平成28年 5 月 9 日

各市町立小・中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

平成28年度現員現給調について（依頼）

標記の件について、教育局教育総務部財務課から依頼がありましたので、下記により別添調査書を作成の上、提出してください。

記

1 調査様式

（1）第1表 地域手当支給割合別人員調

（2）第2表 管理職手当受給者に係る地域手当支給割合別人員調

2 回答期限

平成28年5月20日（金）

3 回答方法及び送付先

電子メール又はFAX

・電子メールの場合：n3727273@pref.saitama.lg.jp

・FAXの場合：048-737-2812

4 その他

作成にあたっては、現員現給調作成要領を参照してください。

担 当 東部教育事務所 総務・給与担当 関根
電 話 048-737-2720

(別表) 地域別支給割合

(平成28年)

支給割合	支給地域									
2 級地 (16%)	和光市									
3 級地 (15%)	さいたま市 志木市									
4 級地 (12%)	東松山市 朝霞市									
5 級地 (10%)	坂戸市									
6 級地 (6%)	川越市	川口市	行田市	所沢市	飯能市	加須市	春日部市	羽生市	鴻巣市	
	深谷市	上尾市	草加市	越谷市	戸田市	入間市	久喜市	三郷市	滑川町	
	鳩山町	杉戸町								
7 級地 (3%)	熊谷市									
無支給地	上記以外									

(平成27年) 異動保障 1 年目

支給割合	支給地域									
15.5%支給 (2級地→2級地)	和光市									
14%支給 (3級地→3級地)	さいたま市		志木市							
10%支給 (5級地→4級地)	東松山市		朝霞市							
7%支給 (6級地→5級地)	坂戸市									
6%支給 (5級地→6級地)	川越市	川口市	行田市	所沢市	飯能市	加須市 (旧加須市)				
	越谷市	戸田市	入間市	三郷市						
5%支給 (6級地→6級地)	春日部市	鴻巣市	上尾市	草加市	久喜市 (旧久喜市、旧栗橋町)					
	鳩山町	杉戸町	加須市 (旧北川辺町、旧大利根町)							
4%支給 (無支給地→6級地)	羽生市	滑川町	川口市 (旧鳩ヶ谷市)			加須市 (旧騎西町)				
	久喜市 (旧菖蒲町、旧鷲宮町)									
3%支給 (6級地→7級地)	熊谷市 (旧江南町除く)									
2%支給 (無支給地→7級地)	熊谷市 (旧江南町)									

※2 平成18年4月1日以降の合併が反映された市町村です。

(平成26年) 異動保障 2 年目

支給割合	支給地域									
2 級地 (15%)	和光市									
3 級地 (12%)	さいたま市 志木市									
4 級地 (10%)	鶴ヶ島市									
5 級地 (6%)	川越市	川口市	行田市	所沢市	飯能市	加須市 (旧加須市)				
	東松山市	越谷市	戸田市	入間市	朝霞市	三郷市				
6 級地 (3%)	熊谷市	春日部市	鴻巣市	上尾市	草加市	久喜市 (旧久喜市)				
	久喜市 (旧栗橋町)		加須市 (旧北川辺町、旧大利根町)			坂戸市	鳩山町	杉戸町		

※1 川口市 (旧鳩ヶ谷市)、久喜市 (旧菖蒲町、旧鷲宮町)、加須市 (旧騎西町)、熊谷市 (旧江南町) は無支給地 (0%) として扱う。

現員現給調作成要領

1 共通事項

(1) 現員現給調べとは

現員現給調べは、文部科学省に提出する「現員現給調書」を作成する際の基礎資料とするために行うものです。

「現員現給調書」とは、5月1日現在における教職員の給料及び諸手当について国の規程による支給額を算定し、積算計上するもので、義務教育費国庫負担金の交付額を決定する際の根拠資料となっています。

(2) 調査対象職員

ア 各表共通

- ① 平成28年5月1日に在職する県費負担教職員である校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員、寄宿舎指導員が対象。
- ② 育児短時間勤務職員（手当額については全額支給されているものとして計上）、臨時的任用職員を含む。
- ③ 任期付短時間勤務職員（育児短時間勤務職員の代替者）、再任用教職員、非常勤講師は除く。
- ④ 無給休職者、組合専従者、在外日本人学校派遣教員、教育委員会事務局等勤務者、青年海外協力隊派遣教員、育児休業者、大学院修学休業者は除く。

イ 第1表

有給休職者を除く。

ウ 第2表

第1表の対象者のうち管理職手当を受給している者

		調査対象者	調査対象から除く者
共通	職種	県費負担教職員である校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員	
	任用形態	本採用者、臨時的任用者	任期付短時間勤務職員、再任用者、非常勤講師
	勤務態様	育児短時間勤務職員	無給休職者、組合専従者、在外日本人学校勤務者、青年海外協力隊派遣教員、育児休業者、大学院修学休業者
第1表			有給休職者
第2表		第1表のうち管理職手当受給者	有給休職者

2 記入方法

県の規程による地域手当の支給割合は、県内一律9%となっていますが、国の規程では、市町村ごとに異なる支給割合となっています。

このため、県の規程とは異なる支給割合に基づいた人員数の計上となるので、(別表)を参照のうえ調書を作成してください。

なお、(別表)に該当がない市町村については、支給割合0%として算定してください。

3 異動保障について

地域手当の異動保障の概要は、次のとおりです。なお、臨時的任用職員については、異動保障の対象になりません。

「異動後の地域手当の支給割合が異動前に受けていた地域手当の支給割合を下回る場合には、次に掲げる地域手当の支給割合を一定期間保障する」

○異動後1年目の地域手当の支給割合 → 異動前と同じ

○異動後2年目の地域手当の支給割合 → 異動後1年目の支給割合の8割